

(様式 1)



報道資料

令和3年7月9日

1 件 名	『山口市文化財保存活用地域計画』の申請について
2 日 時	令和3年7月16日
3 場 所	—
4 内 容	<p>山口市では、文化財保護法の改正（H30.6）、「山口県文化財保存活用大綱」の策定（R2.3）を踏まえ、「文化財保存活用地域計画」を作成し、文化庁に認定申請を行っています。</p> <p>これまでに県内で「文化財保存活用地域計画」を作成した市町は、山口市のみで、文化庁から認定されれば、山口市が「文化財保存活用地域計画」の県内で最初の認定となります。</p> <p>（1）計画期間 令和3～9年度（7年間） （2）基本理念 多彩な山口の宝を知り、生かし、未来へ伝える （3）主な施策 市民・地域の力と協働しながら、 ①大内氏関連の歴史文化資源の活用推進、 ②中山間・南部地域の歴史文化資源の磨き上げ、発信 など、50項目について実施していきます</p> <p>この計画の認定によって、オール山口による文化財の保存活用の推進が期待されます。また、文化財の活用や、登録文化財の機能維持（修理など）に対する国からの補助金を受けやすくなります。</p> <p>文化財保存活用地域計画とは 平成31年4月に施行された改正文化財保護法において創設された制度で、各市町村において取り組んでいく目標や取組の具体的な内容を記載した、市町村における文化財の保存・活用に関するマスタープラン兼アクションプランです。</p>
5 出 席 者	—
6 問い合せ	山口市教育委員会 文化財保護課 担当：北島 TEL 083-920-4111

山口市文化財保存活用地域計画について

山口市教育委員会

【作成の経緯】

市内に残る文化財は、地域の個性豊かな歴史文化を表すものとして、各地で継承されてきましたが、昨今の少子高齢化の進行により継承が困難になってきています。

本市の文化財の保存と活用に関する基本的な方針をまとめた「山口市歴史文化基本構想」（令和2年3月策定）を引き継ぎながら、令和3年3月に「山口市文化財保存活用地域計画」の素案をまとめ、文化財保護法に基づく地域計画（法定計画）として認定されるよう、文化庁に申請を行っています。

【本市の歴史文化の特徴】

本市の多種多様な文化財について、歴史のあるいは地域的な関連性をもとに12のストーリーとして「関連文化財群」を設定しました。

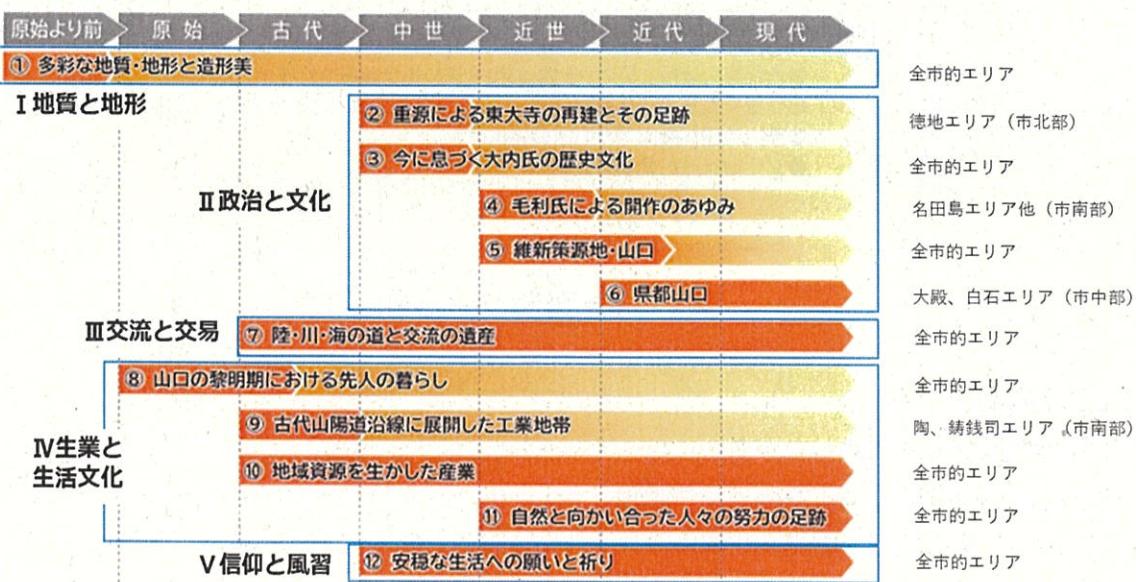


図1 12の関連文化財

【基本理念と基本方針】

以上の特徴をふまえ、本市の文化財の保存・活用の基本理念を「多彩な山口の宝を知り、生かし、未来へ伝える」と位置づけ、3つの基本方針を掲げています。

- ・歴史文化資源の把握と価値の共有
- ・歴史文化資源の保存とまちづくりへの活用
- ・歴史文化資源の保存・活用を支える仕組みづくり

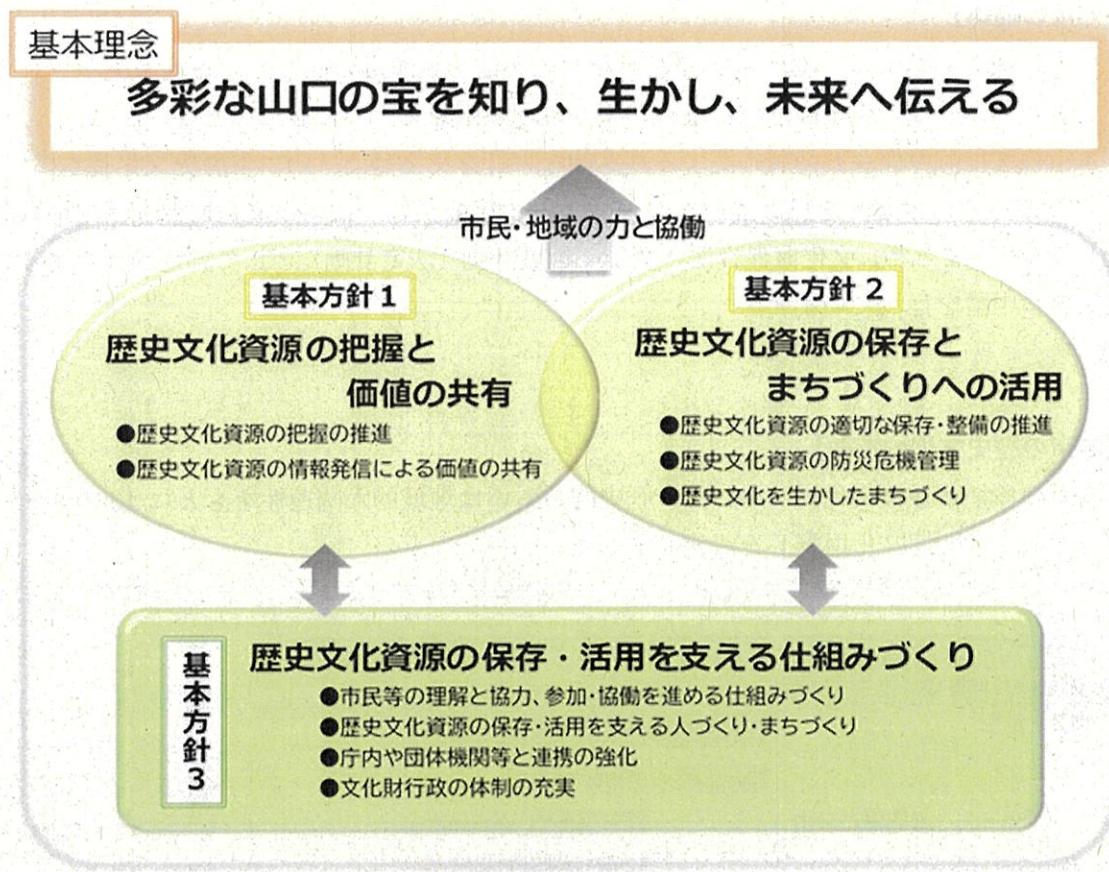


図2 基本理念と基本方針

【主な施策】

市民・地域の力と協働しながら、

- ①大内氏関連の歴史文化資源の活用推進、
 - ②中山間・南部地域の歴史文化資源の磨き上げ、発信
- など、50項目について実施していきます。

【計画期間】 令和3年度から令和9年度までの7年間

【地域計画協議会（仮称）の設置】

多様な主体の参画を得て本計画を推進するため、学識経験者、地域の代表、商工・観光団体、行政関係者等で構成する「山口市文化財保存活用地域計画協議会(仮称)」を設置し、相互の情報共有を図るとともに、計画の進行管理を行います。

【山口市の歴史文化資源サイトの開設】

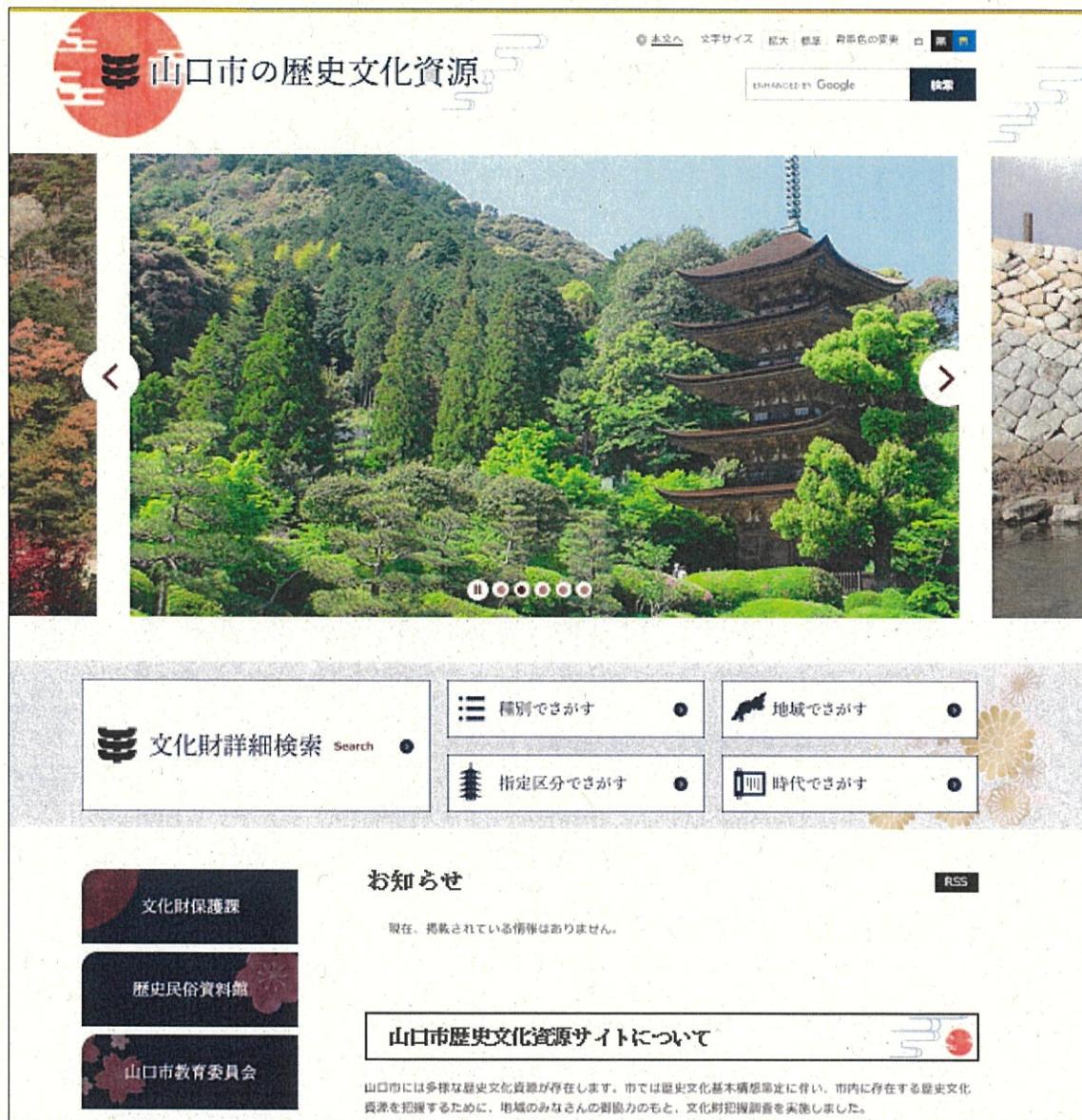


図3 山口市の歴史文化資源サイト

山口市には多様な歴史文化資源が存在します。市では歴史文化基本構想策定に伴い、市内に存在する歴史文化資源を把握するために、地域のみなさんの御協力のもと、文化財把握調査を実施しました。本サイトでは、その調査成果をもとに市内に存在する歴史文化資源を紹介しています。